解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年八月十九日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十二日

京都府船井郡京丹波町豊田谷一七番地の一

総山生産森林組合

代表清算人　久保元勝美

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十二日

京都府綾部市旭町寺ノ前三番地

旭町生産森林組合

代表清算人　山口　廣志

配当公告

宮城県大崎市古川北稲葉一丁目二番二一号

破産者　株式会社瀬戸工業所

右の者に対する仙台地方裁判所古川支部平成十八年（フ）第二九一号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一九六、八四六、六七〇円

一、配当することのできる金額

金八、〇一六、〇一四円

平成二十六年九月十二日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目六番一二号シャンボール一番町一二〇二

破産管財人　花島　伸行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市大手町二番地二六、最後の住所北海道函館市住吉町四番一三号

被相続人　亡　石田　徹之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

北海道函館市梁川町一番五号日聖ビル４Ｆ

窪田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中綾太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市吉原一丁目八六番地二、最後の住所山形県山形市吉原一丁目三番一〇号

被相続人　亡　安孫子敏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

事務所山形市旅篭町二丁目二番二五号カメリアコート四〇一号

相続財産管理人　弁護士　柿崎喜世樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市朝倉町三丁目三番地七、最後の住所栃木県足利市朝倉町三丁目一番地七

被相続人　亡　丸山　大三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

栃木県足利市永楽町九番地四号　大協ビル二階　弁護士法人小沼総合法律事務所

相続財産管理人　小沼　正毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市久下一七〇二番地、最後の住所埼玉県熊谷市大塚一七九番地二特別養護老人ホーム玉の緒

被相続人　亡　福嶋ヨネ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　自在　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区東五軒町四〇番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市川原井二〇四三番地五四

被相続人　亡　比護　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邉　秀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡美咲町栃原二四四四番地、最後の住所東京都板橋区高島平九丁目三八番一―五一五号ダイアパレスグランデ西台

被相続人　亡　冨永　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下五丁目一三番地三、最後の住所東京都大田区南久が原二丁目一五番一四号

被相続人　亡　徳田　リカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル四階村木政之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村木　政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区平町一丁目五五番地、最後の住所茨城県笠間市東平三丁目一番三一号レオパレス高樹グリーンともべⅡ一〇九号

被相続人　亡　梅田　雅之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル三〇二号犀川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犀川　季久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市港町二丁目二三番地三、最後の住所東京都世田谷区中町四丁目一五番六―二〇四号

被相続人　亡　嶋山　勝範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

事務所東京都千代田区六番町一三―一ハイツ六番町五〇三　四谷番町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岸　郁子

（登録姓　増田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大井四丁目三三二四番地、最後の住所東京都品川区大井四丁目一八番五号

被相続人　亡　司　忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区赤塚一丁目三三番、最後の住所東京都板橋区赤塚一丁目三三番九号

被相続人　亡　鈴木　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主